

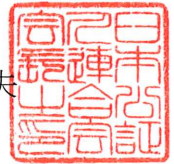
日公連第17号
令和4年7月7日

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊 様

日本公証人連合会

会長 北原 一 夫



遺言、任意後見、家族信託等の公証サービス普及に関する
行政書士会と公証人会との広報活動の連携について（依頼）

日本行政書士会連合会の皆様におかれましては、日頃から公証業務の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、日本公証人連合会では、全国的に一般の方々に対して各種公証サービスを周知・普及させる広報活動を展開し、特に高齢者の方々が安心・安全な社会で過ごすことができるように、公証役場がその役割を果たしてまいりたいと考えております。

つきましては、下記のとおり日本行政書士会連合会の皆様と連携して全国的に広報活動に展開してまいりたいと考えております。

御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 広報活動の必要性

遺言、家族信託等による高齢者等の資産承継の状況を見ますと、日本全国の令和3年の死亡者数は年間14万5,289人であるのに対し、同年の公正証書遺言件数は10万6,028件、家族信託件数は3,125件で合計10万9,153件であって、自筆証書遺言を含めても、死亡者数全体の1割程度に過ぎません。多くの方は資産承継について手立てを講じず、相続人の遺産分割協議に任せているのが実情です。他方、家庭裁判所の遺産分割調停件数は年間約1万6,000件であり、これは氷山の一角に過ぎず、相続をめぐる紛争は絶えない状況に

あります。

また、高齢者の資産管理状況を見ますと、令和2年に成年後見制度を利用している方は、後見17万4,680人、保佐4万2,569人、補助1万2,383人、任意後見2,655人の合計23万2,287人に過ぎません。他方、九州大学二宮教授の「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」によりますと、2020年の認知症患者は推計600万人とされており、成年後見制度の利用者数はその3.8%に止まっています。令和元年の任意後見契約の登記件数は1万4,102件であって、高齢者のうち任意後見契約を締結している方は1%に満たない状況です。

超高齢化社会となった現在、高齢者等の方々に、遺言、信託等による資産管理や財産承継その一環としての事業承継等（以下「資産管理及び財産承継等」といいます。）、あるいは任意後見契約、死後事務委任、尊厳死を含めた各種の公証サービスの存在及び活用を周知することは、これらの制度を御利用いただくことによって、将来に対する不安の解消と紛争予防に資するものと考えられます。

2 広報活動の主眼

日公連においては、各種の公証サービスの存在及び活用を周知する方法として、主に以下の三つを考えています。

- (1) 全国の公証人において、任意後見契約等に関するポスターの掲示、リーフレット・チラシ等の配布をすること。
- (2) 全国の公証人において、当地において、資産管理及び財産承継等に不安を感じておられる高齢者や事業者（以下「高齢者等」といいます。）の皆様、あるいは、将来の生活療養等に不安を感じておられる高齢者等一般の方々に対し、直接又は士業団体等を介して、遺言、信託、任意後見制度等、資産管理及び財産承継等あるいは生活療養支援等に関係する種々の制度趣旨、公正証書作成の意味、有用性を説明すること。
- (3) 全国の公証人において、上記(2)記載の不安を感じておられる高齢者等一般の方々からの相談に応じ、要望があれば公正証書を作成すること。

3 広報活動の期間

日公連の広報活動は、令和4年度は、準備の期間等を考慮して令和4年7月か

ら実施することとしますが、実際に本格的な活動が可能になるのは9月以降になると思われます。なお、この活動は、単年度ではなく、来年度以降も継続的に行う予定です。

4 日本行政書士会連合会との連携

上記広報活動を実現するためには、各地の公証人が、行政書士会を始め、当地の士業者団体、福祉関係組織、都道府県市区町村関係部署などと協調することが必要と思われます。

つきましては、貴会から、傘下の都道府県行政書士会に次の事項について協力依頼文書を御送付いただきますよう、お願い申し上げます。

- (1) 上記2(2)の広報活動のうち、公証人が、高齢者等の方々に対し、説明する方法としては、講演、講座を設けて公証サービスの正確な情報を伝えることを想定しています。そこで、行政書士会が主催する高齢者等に向けた講演、講座において、公証人が直接高齢者等の方々に対し、これらの説明をする機会を設けさせていただきますようお願いします。
- (2) また、高齢者等の方々に対し、説明する方法としては、行政書士の先生方を介して説明する方法も考えられると思います。すなわち、行政書士の先生方が、財産管理及び資産承継等、将来の生活療養などに不安を感じておられる高齢者等一般の方々から相談等を受けた際に、適切なアドバイスができるよう、各行政書士会主催の行政書士向けの勉強会、講習会等に公証人を参加させていただき、公証人から行政書士の先生方に前記の各公証サービス等の内容について詳しく御説明させていただく機会を設けていただきますようお願いします。
- (3) 上記2(3)の広報活動としては、コロナ禍以前に、東京都行政書士会が新宿駅西口で行っていた法律相談に東京公証人会の公証人を参加させていただき、一般の方々の相談等に対応するなど、連携・協力を図っていただいた実例がございます。同所を通行する方が、気軽に相談に立ち寄るという形式で、予約は一切なく、東京公証人会からは、3名の公証人が参加し、主に、相続、遺言等の事案を、それぞれ単独のブースで公証相談を担当しております。

東京都以外の道府県においても、当地の公証人と行政書士会とが連携・協調を図り、当地の行政書士会が、東京都で行われているものと同様に、一般市民

向けの法律相談等を開催する際に、開催地近傍に勤務する公証人をさせていただく機会を設けていただきますようお願いします。

5 担当者の説明

今後、東京都以外の地では、当地の道府県単位の公証人会の担当者が、各道府県行政書士会に赴き、両組織の連携及び協調に向けたお願いをするとともに、上記の具体的な要望を御説明することとしております。その際には、何とぞ御協力の程よろしく申し上げます。

以 上